

竹富町新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う宿泊費助成金交付要綱

令和2年4月8日

告示第21-1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止（以下「新型コロナ拡大防止」という。）のため、石垣島から竹富町各島へ行き交う高速旅客船及び貨客船の就航一部または、全便停止に伴い、町内に日帰りすることが困難で、石垣島及び西表島で宿泊をする者に対して、予算の範囲内においてその宿泊費を助成することについて、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成金交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、新型コロナ拡大防止のために、船便の減便により、日帰することが困難な町民（令和2年4月9日現在住民基本台帳に記載がある者）及び町税等の滞納がないも者とする。ただし、今後、新型コロナ拡大防止に伴い、第1条で明記する同様の措置が講じられた場合においては、町内全域の住民を対象とする。

(助成額)

第3条 助成金交付額は、対象者一人一泊につき、実費額を支給するものとするが、7,500円を上限額とする。

(交付の条件)

第4条 町長は、対象者の宿泊に係る費用が発生した場合において助成金を交付する。ただし、次の各項に該当する者については、原則的に助成金の対象外とする。

- 2 政治活動、宗教活動、仕事上の出張等に伴う宿泊
- 3 宿泊した者が追加した料理、飲食、サービス等の費用
- 4 この要綱による助成金以外の助成金、その他宿泊費の補助を受ける宿泊
- 5 その他町長が適当でないと認める宿泊

(交付申請)

第5条 対象者が助成金の交付を受けようとするときは、対象者の宿泊に係る宿泊費助成金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添え、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出日は、宿泊に係る費用の確定後30日以内を期限とする。ただし、提出期限が土曜日、日曜日又は祝祭日のときはその前日を期限とする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、対象者の宿泊に係る宿泊費助成金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)(以下「確定通知」という。)により対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 対象者は、前条に規定する確定通知を受領後、速やかに対象者の宿泊に係る宿泊費助成金請求書(様式第3号)(以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに第3条に規定する宿泊に係る助成額を支給するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から適用する。